



みやざきアートセンター

別紙

「太陽の広場」ご利用案内

令和1年10月1日改訂

利用申請のしかた

「太陽の広場(以下「広場」)」を利用しようとするときは、あらかじめ利用申込書をみやざきアートセンター指定管理者「みやざき文化村」(受付窓口・みやざきアートセンター3F事務局／以下「アートセンター事務局」)に提出していただきます。利用申込書は当館の受付でお受け取りになるか、みやざきアートセンター「太陽の広場」のホームページからダウンロードできます。

【申込方法】

- 申請者がご来館の上、みやざきアートセンター規定の「利用申込書」および企画書(※様式任意)をご提出ください。
- 市外等遠隔地在住で来館が困難な場合に限り、FAX もしくはメールでの受付が可能です。事前に電話等で空き状況をご確認ください。電話や口頭による予約は一切お受けできませんのでご注意ください。

【申込受付期間】

- 利用日の1年前から2週間前まで利用申請を受け付けます。
- 複数の申請者が同じ日時を希望された場合、先に申請書を提出された方が優先になりますので、あらかじめご了承ください。

【申込受付時間】

- 受付時間は、午前10時から午後6時までです。全館休館日(年末年始等)は受付を行いませんのでご注意ください。

利用の許可について

別表①「太陽の広場 利用許可区分表」に示す利用条件を満たす申請について、アートセンター管理組合による審査を行います。一定の審査期間後に許可証を交付し申請者へご連絡いたします。

【利用を許可できない場合】

- 次のいずれかに該当すると認められるときは、ご利用を許可できません。
 1. 公序良俗に反する恐れがあると認められるとき。
 2. 対象物件を毀損又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 3. 反社会的勢力の利益になると認められるとき。
 4. 広場の管理上、支障があると認められるとき。

【利用許可が取り消される場合】

- 次のいずれかに該当するときは、利用許可の取り消しまたは利用の制限もしくは中止を命ずる場合があります。
 1. 広場を利用するもの(以下「利用者」)が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。
 2. 利用者が事務局の指示した事項に違反したとき。
 3. 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
 4. 【利用を許可できない場合】1～4のいずれかに該当するに至ったとき。

【利用許可取り消しの場合の通知および免責について】

- 利用許可の取り消しまたは利用の制限もしくは中止をしたときは、利用許可取消書により利用者へ通知します。ただし、アートセンター事務局が特別の理由があると認めるときは、口頭によることもできるものとします。
- 規定による利用許可の取り消しまたは利用の制限もしくは中止によって利用者が被った損失については、管理組合及びアートセンター事務局はその責めを負わないものとします。

利用料金について

別表②「太陽の広場 ご利用料金表」に示す料金区分に従って利用料金をご請求いたします。

【利用料金の納付】

- 許可の連絡を受けてから1週間以内に利用料金のお支払いをお願いいたします。ご来館の上、直接お支払いいただくか、銀行振込にて下記口座へお支払いください。※振込手数料は申請者負担です。
 <振込口座> 宮崎銀行県庁支店
 店番号:030 口座番号:56723 口座種別:普通
 特定非営利活動法人宮崎文化本舗 理事長 石田達也

【利用料金の減免】

○利用者は下表に掲げる基準により利用料金の減額もしくは免除を受けることができます。

全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者が管理組合、宮崎市又はみやざきアーセンター指定管理者の場合 ・ 商店街組合及びこれに類する商業者の団体が主催する事業
五割免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎市以外の地方自治体が主催又は共催する事業 ・ 非営利団体が主催する事業で、宮崎市が後援する事業 ・ 提出された企画書及び収支予算書の内容からアートセンター事務局が非営利事業と認めた場合 ・ 営利団体のうち、アートセンター内で行われる公益的事業を主催、または寄付、協賛を行うものが主催する事業

※料金の減免を受けたイベントにおいて物販による売り上げを得た場合、その総額の10%を販売手数料としてアートセンター事務局へ納付するものとします。

【利用申請の取りやめ(キャンセル)および変更と利用料金の還付】

- 利用を取りやめるときは、速やかにアートセンター事務局にお申し出ください。「利用許可書」の交付を受けている場合、これをご返却ください。
- 利用者の都合により利用を取りやめた場合、利用料金は還付されません。ただし、次の表に掲げる基準により、その全部または一部の還付を受けることができます。

一. 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事情により利用できなかった場合	利用料金の全額
二. 利用日の30日前までに利用の取りやめを申し出た場合	利用料金の7割
三. 利用日の7日前までに利用の取りやめを申し出た場合	利用料金の5割

- 許可された事項を変更するとき、速やかにアートセンター事務局にお申し出の上、「利用許可書」「領収書」を添えて「利用内容変更届」を提出してください。日時の変更により利用料金が減額となる場合の還付金は、上の表の還付率に準じます。

利用する権利譲渡の禁止

- 利用者は広場を利用する権利を他人に譲渡し、または転貸することはできません。

ご利用上の注意

【利用者の義務について】

○利用者は、広場の利用(イベントの実施)に伴う法令上の手続き(消防署又は警察署等への届出、食品衛生法に定める許可等)や主催者が負担すべき保険の付保をその責任と負担で行わなければなりません。

【利用者の遵守事項について】

○利用者は次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

1. 来場者の秩序を維持するための責任者及び整理員を置くこと。
2. あらかじめ定められた場所以外では飲食しないこと。
3. 敷地内及び館内共用部分では喫煙しないこと。
4. 敷地内及び館内共用部分において署名運動、寄付金品の募集、物品の展示又は販売、その他これらに類する行為をしないこと。ただし、アートセンター事務局が認めるときはこの限りではありません。
5. アートセンター事務局の許可を受けていない物品、備品又は設備を持ち込まないこと。
6. 対象物件を毀損するおそれのある釘打ち等をしないこと。
7. アートセンター事務局の許可を受けないで対象物件にはり紙等をしないこと。
8. 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物(身体障害者補助犬法に基づく盲導犬等を除く)を持ち込まないこと。
9. 煙、異臭、騒音を発生するような物品、備品又は設備を持ち込まないこと。
10. 事故、火災、盗難等の予防に留意し、広場の秩序を維持すること。万一、利用者の過失により事故・トラブルが発生した場合、アートセンター事務局は一切の責任を負いません。
11. 利用日の1カ月前から2週間前までに、進行スケジュール、会場レイアウト、使用備品、物品搬入、警備等について、アートセンター事務局との打ち合わせを十分に行うこと。
12. 借用備品の取り扱いに十分注意すること。万一、破損・紛失等があった場合には、速やかに報告し、みやざきアートセンターが規定する「汚損等届」を提出し、修繕費用の一切を利用者が負担すること。
13. 持ち込み機材および貴重品等に関する管理の一切を自己責任とし、汚損・紛失等があった場合もアートセンター事務局に責任を負わせないこと。
14. 音響設備を利用する場合は音量に十分配慮するとともに、アートセンター事務局の指示に従うこと。
15. その他アートセンター事務局の指示に従うこと。

【来場者への注意喚起について】

○利用者は来場者が次に掲げる事項を遵守するように注意を喚起しなければなりません。

1. 認められた場所以外で飲食、喫煙、火気使用又はこれらに類する行為をしないこと。
2. 広場及びその周辺を不潔にしないこと。
3. 騒音を発したり、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
4. 館内の立ち入り禁止場所に立ち入らないこと。
5. 他人に危害を及ぼし、又は迷惑を及ぼす物品又は動物(身体障害者補助犬法に基づく盲導犬等を除く)を持ち込まないこと。
6. その他アートセンター事務局の指示に従うこと。

【原状回復義務について】

○利用者は、その利用が終わったとき、又は利用許可の取消しもしくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければなりません。ただし、アートセンター事務局の承認を得たときは、この限りではありません。

【損害賠償義務について】

○利用者が故意又は過失により対象物件を損壊もしくは汚損し、または滅失したときは、それによって生じた損害を管理組合又は区分所有者もしくは占有者に賠償しなくてはなりません。

※申請者は、上記『太陽の広場』ご利用案内に定められた規約を承諾されたものとみなします。

別表

① 太陽の広場 利用許可区分表

イベントの内容		平日昼	平日夜	土日夜
コンサート	音響設備の利用を伴わないもの(クラシックやアコースティックなもの)	△	○	○
	音響設備の伴うもの	×	△	○
展示会	営利(例:新車の展示会等、企業が営利目的で行うもの)	△	○	○
	非営利(例:子どもたちのポスター展等市民レベルでの利活用)	△	○	○
	行政(例:行政の施策に基づいて行う広報活動等)	△	○	○
公的な機関が実施する地域振興に資する事業(物産展等)		△	○	○
その他、音響設備の利用を伴うイベント		△	○	○
その他、音響設備の利用を伴わないイベント		△	○	○

○=原則として許可 △=管理組合の事前承認を要する ×=不許可

② 太陽の広場」ご利用料金表

	月～金	土・日・祝
9:00～13:00	1,050円／1時間	2,100円／1時間
13:00～21:00	1,575円／1時間	3,150円／1時間
9:00～21:00(終日)	16,800円	33,600円

1時間単位でご利用の申請を承ります。ただし、正時(00分)からの貸し出しに限らせていただきます。